事業番号	02 10 02	事業改善シート(24年度実施事業分)		予算要求 🗆]予算案 ■点検
事 業 名		取引適正化•安全確保事業		部局	企画部
		双引炮正位"女王惟休事未	担当	課∙室	生活文化課 消費生活室
<参考>	プロジェクト		課	E-mail	shohi@pref.nagano.lg.jp
総合5か年	施策の総合的展開	4-2 県民生活の安全確保			
計画	旭泉の松白の展用	3 消費生活の安定と向上	Dily.	実施期間	S46 ∼

1 事業の概要

目指す姿	○関係法令の規定に基づく立入検査等を実施し、消費者被害の未然防止を図る。 ○多重債務問題に対する相談・啓発を実施し、救済と発生防止を図る。						
現状	 ○事業者と消費者の間には情報の質・量及び交渉力に格差があり、不当な勧誘等により、取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがある。 ○事業者指導には、実態把握・事情聴取など多くの時間を要するものであり、消費生活室と地方事務所及び消費生活センターの連携により、効果的な事業者指導に努めている。 ○家庭用品や消費生活用製品の安全性や品質に係る表示の立入検査については、法改正により、市に所在する店舗については市へ権限移譲(24年度~)された。 						
県が関与 する理由	□法令等義務 □内部管理 ■県でなければ実施不可 □民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 □民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 □民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 □ 関係法令等に基づき県の事務を実施する 消費者基本法、消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法、消費生活用製品 安全法、家庭用品品質表示法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、長野県消費 生活条例、多重債務問題改善プログラム、行政事務臨時嘱託員設置要綱、地方消費者行政活性化交付金交付要綱、地方消費者行政活性化基金管理運営要領、消費者 行政活性化事業補助金交付要綱等						
	① 成果目標(H24) 消費生活製品安全法、家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査を717件程度(平成16~18年度の平均)実施する						
	■ 旧貫生伯衆叩女主伝、豕灰用叩叩貝衣小伝の尻たに本・ハエハ快宜を117件柱及(平成10~16年度の平均) 夫肥りる						

消費生活センターにおいて、多重債務に関する解決方法の助言・専門機関への誘導活動を行うとともに、相談窓口や解決方法の周知・ 啓発を行う。

② 事業内容

(単位:千円)

-7.0	elatifa L.NI.	1 1 0 1 - t - M/4 + t - t - t - t		Н	H25	
項目	実施方法 H24事業実績		(当初)	(決算)	(当初)	
1. 事業者指導の強化	直接	・訪問販売等に係る不適正な取引を行う事る指導の強化(不当取引調査員及び事業員の配置) ・虚偽・誇大な表示・広告、過大な景品によを防止するための監視・指導	者情報調査	5,008 4,900		5,019
2. 製品の安全確保・危害防止	直接	・家庭用品品質表示法、消費生活用製品を づく販売事業者への立入検査	安全法に基			
3. 多重債務者対策事業	直接	・多重債務者対策協議会の運営 ・弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備 ・若者向け啓発資料の作成・配布		284	171	284
			合計	5,292	5,071	5,303

	区 分(単位:千円)		22年度	23年度	24年度	25年度	
			前年度繰越				
	予算	当初予算		2,673	2,679	5,292	5,303
事	額		補正予算				
業			合計(A)	2,673	2,679	5,292	5,303
^	I Aの 財源		国庫支出金				
П			県 債				
_			その他()	295	295	2,892	2,896
ス			一般財源	2,378	2,384	2,400	2,407
۲	決	と 算 額(B)		2,612	2,441	5,071	
	概 算 職員数(人) 人件費 概算人件費 (C) 概算事業費(B(A)+C)			6.50	6.50	4.00	4.00
			概算人件費 (C)	54,061	53,677	33,032	33,032
			56,673	56,118	38,103	38,335	

成果目標の達成状況								
項目	現況 (見込)		H25					
供日		目標	成果	達成状況	目標			
消費生活用製品安全法 による立入検査店舗数	413	325	292	未達成	110			
家庭用品品質表示法 による立入検査店舗数	503	395	349	未達成	75			
多重債務者無料相談 会開催回数	10	8	8	達成	8			

目標に対 する成果 の状況

事業内容

平成24年度から家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法への立入検査権限が市へ委譲されたことから、これまでの同一の比較は 困難であるが、過去の状況から推計した成果は、目標の概ね9割程度の達成状況となっている。達成状況の内訳は、県が目標を達成してい るのに対し、新たに権限が委譲された市において目標が達成できていない状況となっている。市に対しては、立入検査のノウハウ等につい てアドバイスするなど、引き続き支援を継続していく。

2 今後の事業の方向性

今後、事業 をどのよう にしていき たいか。

□ 事業を実施しない

□ 事業を見直して実施

■ 事業を現行どおり実施

事業者指導には、実態把握,事情聴取など多くの時間を要するものであり、適切な事務執行に向け消費生活室と地方事務所及び消費生活 センターの連携を強めて、より効果的に事業者指導を続けていく。

悪質事業者に対する指導体制の強化のため、新たに悪質事業者に関する情報の調査・分析等を行う事業者情報調査員を活用し、消費者 取引上のトラブルの未然防止を図っていく。